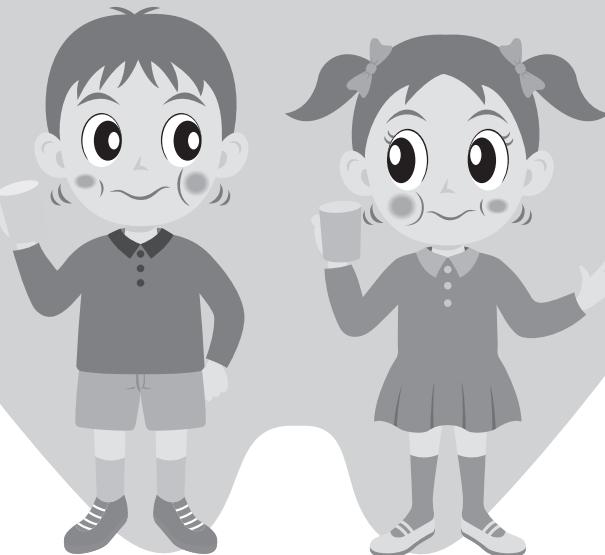


みんなで ブクブク むし歯予防

むし歯予防フッ化物洗口事業

小・中学校の保護者の方へ

むし歯予防のために
フッ化物洗口をしてみませんか



1

小・中学校でフッ化物洗口を行うのはなぜ？

健康な歯でよく噛むことは、子どもの発育に重要な役割があり、むし歯予防は、健全な発育への取組に必要なことです。

むし歯は、家庭だけの問題ではありません。むし歯の多発期は、小学校入学前から学校での集団生活をおくっている年齢層です。したがって、家庭だけでなく、保育所・幼稚園・学校でも子どもたちの生活環境にあわせたむし歯予防対策を行うことで、子どもたちの今と将来の健康を支えることができます。

★集団としてむし歯予防対策を実施するために必要なことは？
小・中学校で集団のフッ化物洗口を行う場合、以下のことが重要となります。

- ① 任 意 性（選択の自由）
- ② 同 意（洗口実施について保護者への説明と同意）
- ③ 配 慮（洗口をしない子どもを他と区別することなく真水などで同じように実施させるような配慮）
- ④ 情報提供（学校歯科医師等から学術的な見識及び科学的な根拠をもとにした正確な情報提供）

2 フッ化物洗口の方法は？

フッ化物洗口は、一般的に225ppmから900ppmの濃度の洗口液(5～10ml)を口に含み、30秒から1分間、「ぶくぶく」とうがいをする方法で、毎日法と週1回法があり、効果は同じですが、年齢に応じ、生活環境を考慮して方法を選択します。



ガラガラうがい



ブクブクうがい

洗口方法

①毎日法

低濃度(ミラノールの場合225ppm)で週5回実施する方法です。歯磨きと同じように生活習慣として行うと継続しやすいので、家庭や未就学児の施設で行うのに適しています。

なお、少し高濃度(ミラノールの場合450ppm)で毎日法を実施する場合もあります。

②週1回法

毎日法よりも高濃度(ミラノールを調整して900ppm)で、週1回実施する方法です。小学生以上の年代で、集団(学校)で実施するのに適している方法です。

むし歯予防のポイント！

フッ化物洗口だけに頼るのではなく、フッ化物配合歯磨剤を用いた丁寧な歯磨きでお口の衛生を保ち、規則正しい食生活を行うことが大切です。1つの方法で100%むし歯を予防することはできません。

3 フッ化物洗口によるむし歯予防の効果は？

厚生科学研究所作成の「う蝕予防のためのフッ化物洗口マニュアル」では、30～80%の効果があるとの研究効果が示されています。

○フッ化物がむし歯予防に有効な理由として、次のような働きがあります。

①歯の構造を強くする。(耐酸性を高める)

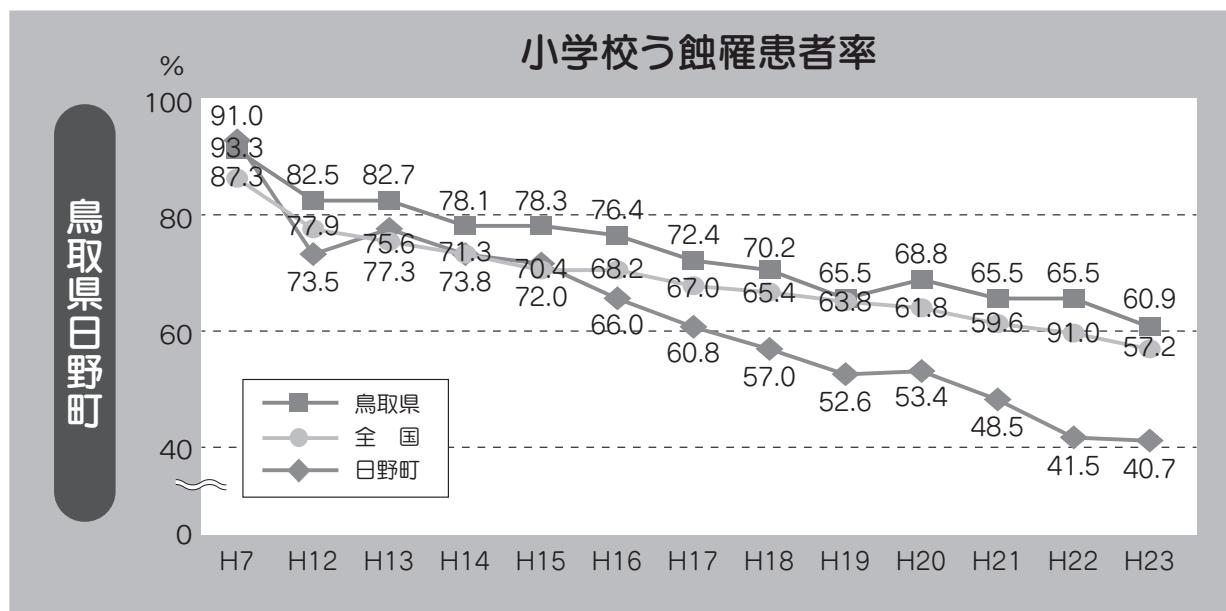
フッ化物が歯に作用すると、ハイドロキシアパタイトがフルオロアパタイトという極めて酸に対して溶けにくい結晶構造となり、歯の表面が丈夫になります。

②歯の表面を修復する(再石灰化)

むし歯になりかかったエナメル質(カルシウムが溶けだすこと)に作用し、その部分に再びカルシウム等が沈着して歯の表面を修復(再石灰化)したり、脱灰してむし歯になるのを抑制します。

③その他のフッ化物の働き

フッ化物は歯質を強くしたり、修復したりする作用以外にも細菌が酸を产生するのを抑制したり、歯垢(細菌の塊)の形成を抑制する働きがあります。



(H11に保育所、H20に小学校でフッ化物洗口開始)

4 フッ化物洗口の安全性は?

国が示した「フッ化物洗口ガイドライン」では、適正な濃度と量を守れば、たとえ誤って1回分の全量を飲み込んでも健康被害が発生することはないとして示されています。急性中毒、慢性中毒試験の成績からも安全性が確保されています。

さらに、WHOをはじめとする世界の専門機関も安全性を認め、むし歯予防に効果的な方法として推奨しています。

例 児童(体重30kg)が週1回法の洗口で口に含む液の量は10mlですが、約6~7人分を一度に飲み込むと吐き気や嘔吐、腹部不快感などの急性症状があらわれることがあります。フッ化物洗口は、局所応用(飲み込まない方法)であるため、仮に数回くらい飲み込んでも慢性症状が起こることはありません。

例 フッ化物洗口後の1日平均のフッ素摂取量は、口腔内残留率を10~15%として計算すると約0.2mgになり、この量は紅茶や緑茶、ウーロン茶1~2杯に自然に含まれる天然のフッ素の量に相当し、十分安全な量です。

例 市販されている約9割の歯磨剤には、約900ppmの濃度のフッ化物が含まれています。

5 フッ化物洗口の費用は？

費用は人件費を除き、薬剤費用、溶解用容器、紙コップなどの費用が初年度かかりますが、人数によって異なります。

例 小学校で週に1回フッ化物洗口を行うと想定した場合

○ミラノール(1.8g)を使用する場合

1包を水100mlで溶解します(900ppm)

1人分の使用量は、10ml

100ml溶液は、10人分です。

1包は約80円で10人分なので、 $80\text{円} \div 10\text{人} = 8\text{円}$
(1人あたり1回)

1年間で40週実施すると $8\text{円} \times 40\text{回} = 320\text{円}$
(1人あたり年間)

※実際には、ボトルの残量が少なくなると正しく計量できなくなったり、残りは捨てる等のロスがあるので、これより1割程度多めにかかります。

参考1 500人規模の学校の場合

8円×500人×40週×1.10=176,000円

(1人あたり年間 352円)

参考2 10~14歳の1人平均むし歯が1本減少すれば、1人平均年間歯科医療費は、4,256円減少するというデータがあります。

500人規模の学校の場合

4,256円×500人=2,128,000円の医療費が減少

データ出典：年間一人平均歯科医療費(10～14歳)と中学校1年生Doミラノール(1.8g)を使用する場合

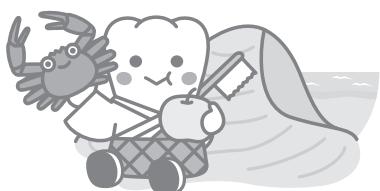
★小・中学校で使用する主なフッ化物洗口剤(販売薬)の使用例

商品名	1包の容量	使用濃度(ppm)	1包あたりのNaF量	1包あたりの水の溶解量
ミラノール顆粒11%	1 g	900	100mg	1包を約55mlに溶解で900ppm
	1.8 g		198mg	1包を約100mlに溶解で900ppm
オラブリス洗口用顆粒11%	1.5 g		165mg	1包を約83mlに溶解で900ppm

注)上記は一例ですので、水に溶解する洗口剤の量は歯科医師または薬剤師の指導のもと、適切な量を使用してください。

★必要な用具

- ディスペンサー専用ボトル
- CD(フッ化物洗口用音楽)
- 砂時計、時計など



歯の健康づくりキャラクター『よ坊さん』鳥取県版



平成25年12月27日に鳥取県歯と口腔の健康づくり推進条例が公布されました。

第10条 県は、第3条の基本理念にのっとり、県民の歯と口腔の健康づくりを推進するため、次の基本的対策を実施するものとする。

- (1) 歯と口腔の健康づくりに関する普及啓発及び県民の意欲を高めるための運動の促進に関する施策
- (2) 定期的に歯科検診を受けること等の促進に関する施策
- (3) 障がい者、介護を必要とする者、妊娠婦、乳幼児その他の特に配慮を要する者が、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするために必要な施策
- (6) フッ化物洗口等の効果的な歯科疾患の予防に関する施策

(フッ化物洗口等を行う場合の支援)

第11条 県は、市町村及び学校等が乳児、幼児、児童、生徒及び学生のフッ化物洗口等に取り組む場合は、その実施のために必要な措置を講じ、又は必要な助言を行うものとする。

(一部抜粋)



鳥取県／一般社団法人鳥取県歯科医師会 (H26.3月)